

(別紙様式1)

平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価

都道府県名：鹿児島県

農業委員会名：曾於市農業委員会

I 法令事務に関する点検

1 総会等の開催及び議事録の作製

(1) 総会等の開催日・公開である旨の周知状況

ア 周知している イ 周知していない又は周知していなかった

周知の方法	当事者については、申請時に周知, 告示
改善措置	受付窓口に総会開催日を掲示した。
周知していない場合、その理由	

(2) 総会等の議事録の作製

ア 作製している イ 作製していない又は作製していなかった

作製までに要した期間	約30日
改善措置	

※ 作製までに要した期間については、議事録の作製の手続及びそれに要した平均日数を記入

(3) 議事録の内容

ア 詳細なものを作製している イ 概要のみで作製している又は作製していた

改善措置	
------	--

(4) 議事録の公表

ア 公表している イ 公表していない又は公表していなかった

公表の方法	曾於市ホームページで公表 事務局窓口で申請者に対し公表
改善措置	

2 事務に関する点検

(1) 農地法第3条に基づく許可事務

(1年間の処理件数: 146件、うち許可 146件及び不許可 件)

点検項目		具体的な内容			
事実関係の確認	実施状況	全ての案件について、現地調査を行い農地法第3条第2項の各号に該当するか否かを確認した。			
	是正措置				
総会等での審議	実施状況	現地調査報告を踏まえ農地法第3条第2項の各号に該当するか否かを最終的に確認し審議決定した。			
	是正措置				
申請者への審議結果の通知	実施状況	申請者へ総会等での指摘や許可条件等を説明した件数	146件		
		不許可処分の理由の詳細を説明した件数			
	是正措置				
審議結果等の公表	実施状況	会議録により公表した。			
	是正措置				
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から 15日	処理期間(平均)	15日
	是正措置				

(2) 農地転用に関する事務 (意見を付して知事への送付)

(1年間の処理件数: 145 件)

点検項目		具体的な内容			
事実関係の確認	実施状況	土地の所在地, 周囲の状況, 目的実現の確実性, 計画面積, 排水対策, 被害防除, 道路条件, 公害関係を現地調査した。			
	是正措置				
総会等での審議	実施状況	調査委員が土地の所在地, 周囲の状況, 目的実現の確実性, 計画面積, 排水対策, 被害防除, 道路条件, 公害関係の現地調査を報告し審議決定した。			
	是正措置				
審議結果等の公表	実施状況	会議録により公表した。			
	是正措置				
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から 45日	処理期間(平均)	50日
	是正措置				

(3) 農業生産法人からの報告への対応

点検項目	実施状況		
農業生産法人からの報告について	管内の農業生産法人数		59法人
	うち報告書提出農業生産法人数		23法人
	うち報告書の督促を行った農業生産法人数		36法人
	うち督促後に報告書を提出した農業生産法人数		5法人
	うち報告書を提出しなかった農業生産法人		31法人
	提出しなかった理由	法人担当者が制度を把握していない為に提出がされないものと考えられる。	
	対応方針	平成28年1月報告のない法人に対して督促を行ったが、なかなか改善されない。利用権設定時に引き続き粘り強くお願いしていきたい。	
農業生産法人の状況について	農業生産法人の要件を欠くおそれがあるため農業委員会が必要な措置をとるべきことを勧告した農業生産法人数		法人
	対応状況		

(4) 情報の提供等

点検項目	具体的な内容			
貸借料情報の調査・提供	実施状況	調査対象貸借借件数	1,025件	公表時期 平成28年 3月
		情報の提供方法:農業委員会広報誌(農業委員会だより)で提供		
	是正措置			
農地の権利移動等の状況把握	実施状況	調査対象権利移動等件数	1,752件	取りまとめ時期 随 時
		情報の提供方法:(電子)税務課より		
	是正措置			
農地基本台帳の整備	実施状況	整備対象農地面積	8,452ha	整備方法 随時システム入力
		データ更新:毎月総会決定後随時		
	是正措置			

※その他の法令事務

上記(1)から(4)に掲げる事務以外の総会等において意思決定を行う法令事務(農地法第3条の2第2項に基づく許可の取消しや農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく農用地利用集積計画の決定等の事務)については、それぞれの事務ごとに、事実関係の確認、総会等での審議及び審議結果等の公表等の実施状況及び是正措置を点検し、(1)の様式に準じて取りまとめること。

(5) 地域の農業者等からの意見等

農地法第3条に基づく許可事務	
農地転用に関する事務	第1種農地内の転用について、農業後継者等が農家住宅を建築する場合の基準を緩和し就農しやすい環境を整えてほしい。
農業生産法人からの報告への対応	提出ない場合は、催告
情報の提供等	田畑の賃借料の平均単価の問い合わせ
その他法令事務に関するもの	

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

II 法令事務(遊休農地に関する措置)に関する評価

1 現状及び課題

現 状 (平成28年3月現在)	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	割合(B/A×100)
	8,730ha	394ha	4.51%
課 題	高齢化が進み、耕作されない農地が増加傾向にある。また、有害鳥獣の発生が多くなり、その対応策も必要となっている。		

※ 遊休農地面積は、農地法第30条第1項及び第2項に規定する農地の利用状況調査により把握した同条第3項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 平成27年度の目標及び実績

目 標①	実 績②	達成状況(②/①×100)
10ha	2.3ha	23%

※1 目標欄には、別紙様式2のIの4の目標欄の目標値を記入

※2 実績欄には、1年間に1の遊休農地面積をどの程度減少させたかを記入

3 2の目標の達成に向けた活動

活動計画	農地の利用状況調査	調査実施時期	調査員数(実数)	調査結果取りまとめ時期		
		9月～11月	70人	11月～3月		
	調査方法	農業委員、協力員2名一組の35班体制で、調査区に基づき現地調査を行う。				
遊休農地への指導	実施時期：2月～3月					
活動実績	農地の利用状況調査	調査実施時期	調査員数(実数)	調査結果取りまとめ時期		
		9月～11月	70人	11月～3月		
	調査方法	農業委員、協力員2名一組の35班体制で、調査区に基づき現地調査を行った。				
	遊休農地への指導	実施時期：月～月				
	指導件数：	件	指導面積：	ha	指導対象者：	人
	遊休農地である旨の通知	件数：	548 件	面積：	57 ha	対象者：
農業上の利用の増進を図るために必要な措置を講ずべきことの勧告	件数：	件	面積：	ha	対象者：	人
その他の取組状況						

※ その他の取組状況欄には、農地の利用状況調査以外の遊休農地に対する監視活動を記入

4 評価の案

目標に対する評価の案	現実的には、非常に厳しいものがあつた。
活動に対する評価の案	調査については、正確性が必要。

5 地域の農業者等からの意見等

目標の評価案に対する意見等	農地が余ってる時代に、あえて、遊休農地を賃借するということは、なかなか難しい。
活動の評価案に対する意見等	特になし

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

6 地域の農業者等からの意見等を踏まえた評価の決定

目標に対する評価	農地が余ってる時代に、あえて、遊休農地を賃借するということは、なかなか難しい。
活動に対する評価	活動については、評価できる。

Ⅲ 促進等事務に関する評価

1 認定農業者等担い手の育成及び確保

(1) 現状及び課題

現 状 (平成28年3月現在)	農家数	3,818戸	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
	うち主業農家	655戸	554経営	0法人	0団体
	農業生産法人数	59法人			
課 題					

※ 農業者や農業経営体の把握時点が異なる場合には、欄外にそれぞれの把握時点を注記

(2) 平成27年度の目標及び実績

	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
目 標 ①	27経営	0法人	1団体
実 績 ②	35経営	0法人	0団体
達成状況 (②/①×100)	129.63%	0%	0%

※1 目標欄には、別紙様式2のⅡの1の(4)の目標欄の目標値を記入

※2 実績欄には、1年間に(1)の認定農業者、特定農業法人及び特定農業団体をどの程度増加させたかを記入

(3) (2)の目標の達成に向けた活動

	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
活動計画	再認定農家が若干減少傾向にあるので、再認定を積極的に進める。		農業後継者の少ない集落においては、兼業農家・高齢者・女性等の労働力を活用した集落営農を推進する。
活動実績	再認定予定者に対して、積極的な助言等を行っているが、再申請に至らないケースがあり、目標に達しなかった。		市長部局において、推進を行ったが、設立には至らなかった。

(4) 評価の案

	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
目標に対する評価の案	認定審査会の随時開催、再認定の申請の推進、認定農業者と語る会の開催		規定の認められていない団体に対して積極的に推進した。
活動に対する評価の案	計画どおり実施できたが、再申請に至らないケースがあり、その点が懸案事項		集落営農については、リーダーの育成等が懸案事項

(5) 地域の農業者等からの意見等

目標の評価案に対する意見等	新規の認定農家の目標数値は、目標を超えたが高齢化により減少する農家が多かった。		
活動の評価案に対する意見等	農家側と行政側の勧めと一致しなかった。		

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

(6) 地域の農業者等からの意見等を踏まえた評価の決定

	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
目標に対する評価	認定審査会の随時開催、再認定の申請の推進、認定農業者と語る会の開催		
活動に対する評価	計画どおり実施できたが、再申請に至らないケースがあり、その点が懸案事項		

2 担い手への農地の利用集積

(1) 現状及び課題

現 状 (平成28年3月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	8,730ha	1,879ha	21.52%
課 題	一部の地域では、農地不足が発生し、規模拡大志向農家は、隣接地域等へ積極的に規模拡大しているのが現状である。しかし、なかなか解消されないのが実情であり、今後も引き続き高齢者等で経営規模を縮小する農家や廃止する農家等に対して、積極的に農地の流動化を推進する必要がある。		

※ これまでの集積面積は、把握時点において担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

(2) 平成27年度の目標及び実績

目 標①	実 績②	達成状況(②/①×100)
120ha	380ha	316.66%

※1 目標欄には、別紙様式2のⅡの2の(4)の目標欄の目標値を記入

※2 実績欄には、1年間に(1)の集積面積をどの程度増加させたかを記入

(3) (2)の目標の達成に向けた活動

活動計画	農家への農業委員等による普及啓発、人・農地プランに伴う担い手への農地の利用集積の積極的な推進、中間管理事業の推進
活動実績	利用権設定更新予定者名簿の活用により、農業委員の日常活動の中での更新手続きの積極的な推進や新規利用権設定の掘り起こし等啓発を行った。また、中間管理事業による地区説明会等を開催した。

(4) 評価の案

目標に対する評価の案	目標数値を超えているが、今後も引き続き高齢者等で経営規模を縮小する農家や廃止する農家等に対して、積極的に農地の流動化を推進する必要がある。
活動に対する評価の案	活動については、評価できるが、貸し手・借り手の要望を叶えることが難しい。

(5) 地域の農業者等からの意見等

目標の評価案に対する意見等	自分の農地を見ず知らずの人に貸すのは、抵抗がある。 中間管理事業に対しては、納得いかない条件があり、不公平さを感じる。
活動の評価案に対する意見等	貸し手・借り手の要望を叶えることが難しい。(場所・面積等)

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

(6) 地域の農業者等からの意見等を踏まえた評価の決定

目標に対する評価	目標数値を超えているが、今後も引き続き積極的に農地の流動化を推進する必要がある。
活動に対する評価	積極的に農業委員は、活動しているが、中間管理事業について、もっと分かり易い事業となれば、集積も見込める。

3 違反転用への適正な対応

(1) 現状及び課題

現 状 (平成28年3月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)	割合(B/A×100)
	8,730ha	0ha	0%
課 題	原状回復の指導を度々行っているが、改善されない。		

※ 違反転用面積は、把握時点において管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

(2) 平成27年度の目標及び実績

目 標①	実 績②	達成状況(②/①×100)
ha	ha	%

※1 目標欄には、別紙様式2のⅡの3の(4)の目標欄の目標値を記入

※2 実績欄には、1年間に(1)の違反転用面積をどの程度減少させたかを記入

(3) (2)の目標の達成に向けた活動

活動計画	農地パトロール等を実施し、無断転用防止に努める。農業委員会だより市の広報誌を活用する。
活動実績	農地パトロールの都度、無断転用者への指導及び説得活動を実施した。

(4) 評価の案

目標に対する評価の案	農地パトロール等の実施により指導を実施し、原状回復等をさせる。
活動に対する評価の案	無断転用者へ指導及び説得活動を実施した。

(5) 地域の農業者等からの意見等

目標の評価案に対する意見等	原状回復できる場合とできない場合があるのではないかと。
活動の評価案に対する意見等	指導及び説得活動においては、限界がある。

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

(6) 地域の農業者等からの意見等を踏まえた評価の決定

目標に対する評価結果	農地法を強化する必要がある。
活動に対する評価結果	無断転用者への指導及び説得活動においては、罰則強化がないと難しい。

※その他の促進等事務

上記1から3に掲げる事務以外の促進等事務について、目標及びその達成に向けた活動に対する評価を行う場合には、それぞれの事務ごとに、上記1から3の様式に準じて取りまとめること。